

保育の必要性の認定に関する基準（案）について

項目	国基準案	中央区基準案
事由	以下のいずれかの事由に該当すること ※保護者本人の事由による判断が基本だが、同居親族等による保育が可能な場合、優先度上の取扱いを考慮することが可能	
	① 就労 ● フルタイムの他パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く） ● 居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	② 妊娠、出産	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	③ 保護者の疾病、障害	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ● 兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	⑤ 災害復旧	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	⑥ 求職活動 ● 起業準備を含む	国基準案どおり ● 現行と変更点なし
	⑦ 就学 ● 職業訓練校等における職業訓練を含む	国基準案どおり ● 現行と変更点なし

項目	国基準案	中央区基準案
事由	⑧ 虐待やDVのおそれがあること	<p>国基準案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行と変更点なし <p>※子ども家庭支援センター等と連携し、緊急性が高いと判断されるものについては、空き状況等を見ながら速やかな対応を図っている。</p>
	⑨ 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	<p>国基準案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行から変更 <p>【現行】 出生児が1歳に達する年度末まで継続して通園することができる。</p> <p>【変更】 継続利用が必要である期間は通園することができる。</p>
	⑩ その他、上記に類する状態として区が認める場合	<p>国基準案どおり</p> <p>【現行】 区が認める場合とは、保護者が別居、死亡、行方不明、拘禁等の状態にあるほか、児童を保育することができないと区長が認める状態にあることとしている。</p>
認定区分	<p>2区分</p> <p>① 保育標準時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1日11時間までの利用 平均275時間／月（212時間超292時間以下） <p>② 保育短時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1日8時間までの利用 平均200時間／月（最大212時間） ● 就労時間下限は1か月48時間～64時間とする。 <p>※妊娠・出産、災害復旧、虐待やDVのおそれの事由の場合、時間区分を設けない。</p> <p>※現在、保育所に入所している児童については、就労時間の下限時間に変更があっても引き続き保育所に入所することができる経過措置を講じる。</p>	<p>国基準案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就労下限時間については1か月48時間とする。 ● 現行から変更 <p>【現行】 保育時間 1日11時間まで（時間区分なし）</p> <p>【変更】 保育標準時間（11時間）および保育短時間（8時間）の2区分とする。</p>

項目	国基準案	中央区基準案
優先利用等	<p>1 調整指数上の優先度を高めることで、優先利用を可能とする仕組みを基本とする。</p> <p>2 虐待やDV等社会的養護が必要な場合は、措置制度を併せて活用</p> <p>3 優先事項の例示は以下の通り</p> <p>① ひとり親家庭</p> <p>② 生活保護世帯</p> <p>③ 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合</p> <p>④ 虐待やDVのおそれがある場合など社会的養護が必要な場合</p> <p>⑤ 子どもが障害を有する場合</p> <p>⑥ 育児休業明け</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児休業取得前に特定教育・保育施設等を利用し、その利用を再度希望する場合 ● 育児休業取得前に認可外保育施設等を利用し、特定教育・保育施設、地域型保育事業の利用を希望する場合 ● 1歳まで育児休業を取得し、復職する場合 <p>⑦ 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合</p> <p>⑧ 小規模保育事業等の卒園児童</p> <p>⑨ その他区が定める事由</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保護者の疾病・障害の状況や世帯の経済状況の考慮 ● 人材確保・育成や就業継続等の観点から、幼稚園教諭、保育教諭、保育士の子どもへの利用に際しての配慮 ● 放課後児童クラブの指導員等の子どもの利用に際しての配慮 	<p>国基準案どおり</p> <p>【現行】</p> <p>⑨その他区が定める事由とは、以下の項目である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 父又は母が単身赴任 2. 保育料の滞納なし 3. 保護者が入院・常時病臥 4. 保護者が3級以上の身体障害者手帳所持 5. 待機期間の長い世帯 6. 区在住期間が長い世帯

項目	国基準案	中央区基準案
保育料	<p>応能負担 （保育標準時間と保育短時間の2区分）</p>	<p>国基準案どおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行から変更 <p>【現行】 応能負担（保育時間による区分なし）</p> <p>【現行から変更】 応能負担で、保育標準時間（11時間）および保育短時間（8時間）の2区分を設ける。</p>
利用定員	<p>地域の実情に応じ、保育標準時間と保育短時間に分けた設定も可能</p>	<p>一律</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現行と変更点なし

中央区保育所入所選考基準【現行】

保育の実施は、次の入所選考基準表に基づき選考指数を算定し、その高い順に決定します。選考指数が同じ場合は、入所が必要な児童を取り巻く養育状況等を考慮して決定します。

また、保育の実施は、保護者の希望する保育園への入所を原則とします。

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）			選考指数	
	類型	細目			
1	居宅外労働 (居宅外自営を含む。)	常勤の者 (労働日数がおおむね月20日以上のもの)	(1) 1日7時間以上の就労を常態	10	
			(2) 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	9	
			(3) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8	
		非常勤の者 (労働日数がおおむね月20日未満のもの)	(4) 週3日以上就労し、かつ、1日7時間以上の就労を常態	8	
			(5) 週3日以上就労し、かつ、1日6時間以上7時間未満の就労を常態	7	
			(6) 週3日以上就労し、かつ、1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
		その他	(7) 上記のほか、勤務の態様から保育に欠けると認められる場合		
2	居宅内労働	自営	中心者	(1) 1日6時間以上の就労を常態	9
				(2) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8
		協力者	(3) 1日6時間以上の就労を常態	8	
			(4) 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7	
		内職	(5) 月間平均で1日6時間以上の就労を常態	7	
			(6) 月間平均で1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6	
		その他	(7) 上記のほか、自営の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	6	
3	ひとり親家庭等		(1) 離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	10	
4	出産・疾病・ 心身障害者	出産	(1) 出産前後休養のため保育に欠ける場合	6	
			疾病	長期入院	(2) 1か月以上
		居宅内			(3) 精神性・感染性
				(4) 常時臥床	10
				(5) 安静（おおむね日中4時間以上就床）	8
				(6) 一般療養	6
		心身障害者		(7) 1級（度）・2級（度）	10
			(8) 3級（度）	8	
			(9) 4級（度）	6	
5	看護（介護）	入院患者等付添	(1) 週3日以上	10	
			(2) 週3日未満	7	
		施設通所等の長期付添	(3) 週3日以上	10	
			(4) 週3日未満	8	
		自宅療養	(5) 常時介護・重度介護	8	
			(6) 随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	7	
			(7) 一般療養	6	
6	災害		(1) 災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10	
7	求職	決定	(1) 1日7時間以上の就労を常態	7	
			(2) 1日4時間以上7時間未満の就労を常態	6	
		未定	(3) 求職のため日中外出を常態	6	
8	特例	就学等	(1) 不就労であるが、就学、技能習得のために現に保育に当たれない場合		
		その他	(2) 前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合		

備考 1 育児休業者の復職（入所実施予定日から1か月以内に復職する場合に限る。）の場合は、復職後の指数とする。

2 表中空欄の選考指数は、保育に欠ける実態に鑑み、その都度選考会議において決定する。

次に掲げる事情に該当するときは、選考指数にそれぞれの点数を加算します。

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数
1	ひとり親世帯の場合	+3
2	生活に困窮している場合	+2
3	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	+1
4	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1

中央区保育所入所選考基準【現行】

番号	児童を取り巻く特殊事情	調整指数	定	義
1	ひとり親世帯の場合	+3		
2	生活に困窮している場合	+2	生活保護世帯（A階層）	
3	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	+1		
4	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1	(1) 刃物を扱う業種	刃物屋、魚屋、肉屋、理・美容店、洋・和裁店、ガラス店等
			(2) 劇薬を扱う業種	メッキ工場等
			(3) 火を扱う業種	揚げ物店、とうふ店、そば店、中華料理店等
			(4) 機械を扱う業種	クリーニング店、印刷工場、自動車修理工場、機械部品加工工場等

選考指数が同位の場合の取扱い

選考指数（選考指数及び調整指数）が同位となる場合は、次の各号の順に保育の実施の順位を決定する。

番号	世帯の状況	備考
1	所得の低い世帯（世帯収入が低く就労が生計費を得るために必要と認められる世帯を優先。）	階層区分A・B・C・D4（生活保護費受給世帯と同程度）
2	ひとり親世帯	母子又は父子世帯
3	兄弟姉妹在園	区内の認可保育園に在園している場合
4	多子	未入所児が3人以上又は双子の世帯で低年齢児がいる世帯から優先
5	父又は母が単身赴任となった世帯	
6	既に保育所に入所している児童の保育料の滞納がない世帯	区内の認可保育園に在園していて、3か月以上の滞納がない世帯
7	保護者が、入院・常時病臥の場合	1か月以上の入院・常時病臥
8	3級以上の身体障害者手帳を所持する場合	障害の重い者優先
9	待機期間の長い世帯	区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している世帯
10	区在住期間が長い世帯	